

食安輸発0328第1号

平成23年3月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

(オマーン産未成熟いんげんのピリダリルの対象からの除外)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成23年3月2日付け食安輸発0302第3号)にて通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたことから、同通知の別表1のオマーン産未成熟いんげんのピリダリルの項を削り、通常の見視体制とすることとしたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願ひします。